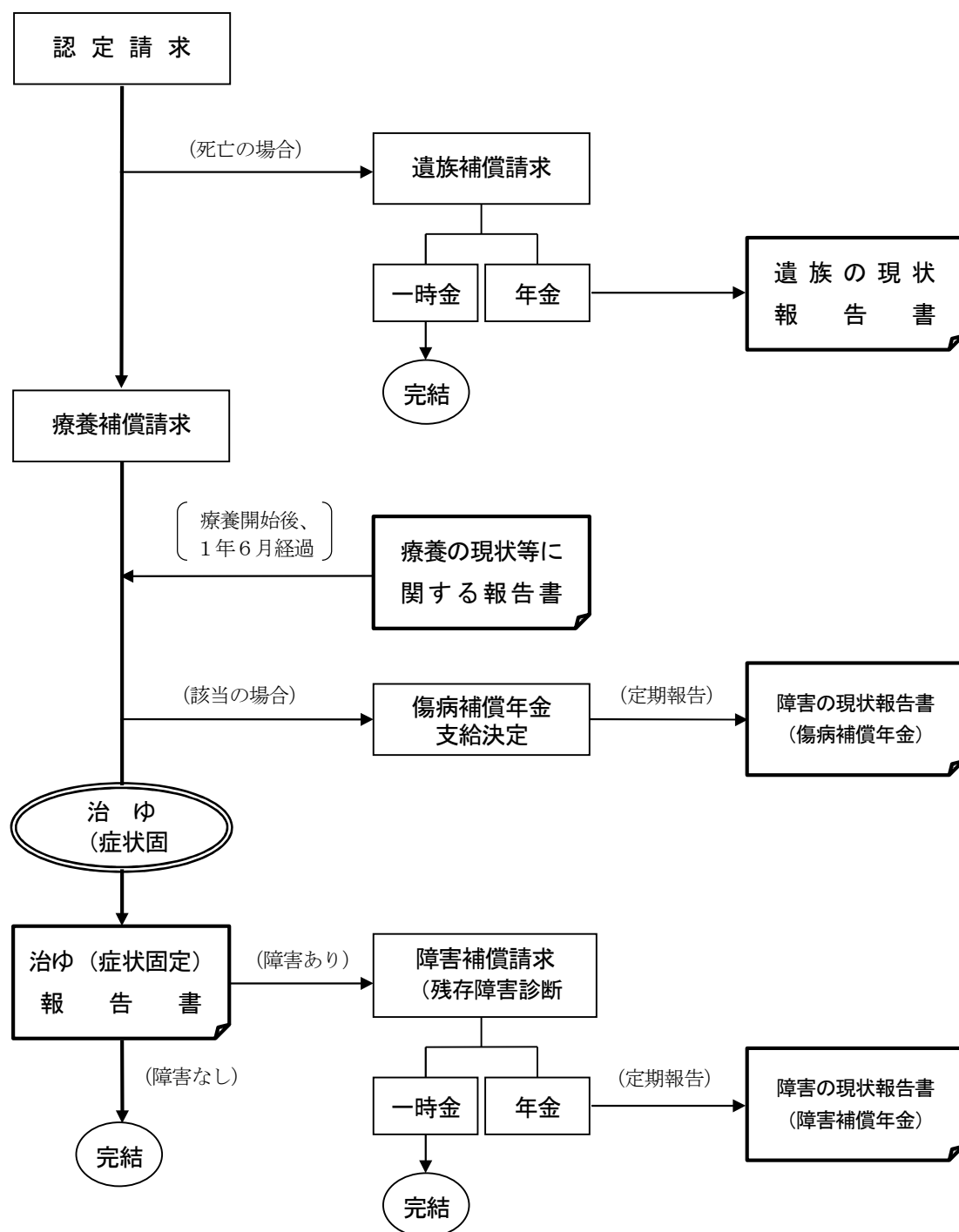


第 6 報告が必要な場合

1 報告が必要な場合

被災職員は、療養の経過にしたがって、あるいは年金の受給資格の確認を受けるため、次のとおり報告書を基金支部に提出することになっています。



※ 上記のほか、第三者加害事案については別に報告が必要です。

2 治ゆ（症状固定）報告

傷病が「治ゆ」したら、速やかに「治ゆ（症状固定）報告書」（【様式】P.32<記載例> P.36）を提出してください。（報告書の用紙は、認定通知の際にお送りします。）

災害補償制度における「治ゆ」とは、次の2通りの場合をいいます。

- ① 一切の医療処置を必要としなくなった、全治・全快の状態 = 完全治ゆ
- ② 症状が固定し、医学上一般に認められる治療方法ではもはや医療効果が期待できなくなった状態 = 症状固定

②の例としては、次のようなものがあります。

- 骨折、捻挫などによりしびれや疼痛などの神経症状は残っているが、対症療法（一時的な症状の緩和を目的とするマッサージ・鎮痛剤注射などの治療）だけを行う状態になったとき
- 腰痛の既往症や基礎疾患（椎間板ヘルニアなど）を有する被災職員が、災害による急性期の腰痛がなくなり、慢性的な痛みが残っている状態になったとき

①はもちろんのこと、②の場合にも、症状固定の後の治療などについては、療養補償の対象にはなりません。

治ゆ（症状固定）後は、共済組合員証を使って受診してください。

また、残存している症状が第14級以上の障害に該当する場合には、障害補償を請求することになります。

なお、治ゆ（症状固定）の状態に至っているにもかかわらず「治ゆ（症状固定）報告書」の提出がない場合には、治療状況などを審査のうえ、基金支部が職権で治ゆ（症状固定）と認定する場合があります。

● 提出方法

「治ゆ（症状固定）報告書」は被災職員が記入^(※)し、所属に提出してください。

所属は、記載事項などを確認・証明した後、任命権者を通じて基金支部に提出してください。

※ 主治医が記入・証明する必要はありません。

認定請求時に既に治ゆしている場合には、認定請求書に「治ゆ（症状固定）報告書」を添付してください。

3 療養の現状等に関する報告（【様式】P. 33<記載例> P. 37）

傷病補償年金の支給決定審査のため、療養の開始後1年6か月を経過して治ゆ（症状固定）していない場合、療養状況について報告を求めます。

被災職員が記入し、主治医の所見・証明を得て、所属・任命権者を經由し提出してください。

通知を受けた時点で治ゆしている場合には、「治ゆ（症状固定）報告書」（【様式】P. 32<記載例> P. 36）を提出することになります。

また、「療養の現状等に関する報告書」を提出した後、療養中に傷病補償年金の支給要件に該当する障害を有することになったときは、その旨基金支部に連絡してください。

4 年金等の定期報告

● 障害の現状報告書（傷病補償年金・障害補償年金）（【様式】P. 35～37<記載例> P. 39～41）

年金の支給継続、傷病等級・障害等級の変更について審査するため、定期的（毎年2月末提出）に報告を求めます。

被災職員が記入し、所属・任命権者を經由し提出してください（傷病補償年金の場合には、主治医の所見・証明が必要です。）。

● 遺族の現状報告書（【様式】P. 38～39<記載例> P. 42）

遺族補償年金の支給要件などを確認するため、定期的（毎年2月末提出）に報告を求めます。

遺族が記入し、必要書類を添付して所属・任命権者を經由し提出してください。

● 奨学援護金の支給に係る現状報告書（【様式】P. 40～41<記載例> P. 43）

奨学援護金の支給要件、支給額などを確認するため、定期的（毎年4月末提出）に報告を求めます。

受給権者が記入し、必要書類を添付して所属・任命権者を經由し提出してください。

● 就労保育援護金支給に係る現状報告書（【様式】P. 42～43<記載例> P. 44）

就労保育援護金の支給要件、支給額などを確認するため、定期的（毎年4月末提出）に報告を求めます。

受給権者が記入し、必要書類を添付して所属・任命権者を經由し提出してください。

5 第三者加害事案に係る報告

● 損害賠償の受領報告書（【様式】P. 54<記載例> P. 55）

示談が成立又は第三者から損害賠償額を受領したときは、「損害賠償の受領報告書」に示談書（免責証書）の写しを添付して提出してください。

● 第三者加害加害行為現状（結果）報告書（【様式】P. 55<記載例> P. 56）

第三者加害事案の進行状況等を確認するため、災害発生日から6か月経過して示談が成立しない場合は6か月ごとに提出してください。

5 届出

(1) 年金受給者の届出

傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金の受給権者は、次の事項の変動があったときは、遅滞なく、基金支部へ届け出なければなりません。

- ・ 氏名又は住所を変更したとき
- ・ 傷病補償年金受給権者 治癒したとき又は障害の程度に変更があったとき
- ・ 障害補償年金受給権者 障害の程度に変更があったとき
- ・ 遺族補償年金受給権者 失権したとき、受給資格者の数が増減したとき又は受給権者が妻のみの場合で55才に達する、障害状態となる、障害状態がなくなるのいずれかの変動があったとき

(2) 補償の受給権者の遺族の届出

補償を受ける権利を有する者が死亡したときは、その遺族は、遅滞なく基金支部へ届け出なければなりません。

定期報告を怠ると、年金の支給が遅れたり、支給ができない場合があります。また、定期報告の時期でなくても、被災職員や遺族の状況に異動があったときには、速やかに基金支部に報告してください。

治癒（症状固定）報告や損害賠償の受領報告書を提出しないと、事案がいつまでも完結しないこととなりますので、必ず提出をお願いします。